

調 達 公 告

制限付一般競争入札（地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 5 の 2 の規定により参加者の資格を定めて行う一般競争入札をいう。）を行うので、政令第 167 条の 6 第 1 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和 7 年 3 月 10 日

鳥取県立八頭高等学校長 岡田 優

1 調達内容

(1) 業務の名称及び数量

令和 7 年度県立八頭高等学校 L P ガス供給業務

(2) 業務の仕様

入札説明書による。

(3) 業務の期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

(4) 入札方法

入札は、紙入札により行う。入札書に記載する金額は仕様書に示す業務について、L P ガスの 1 m³当たりの単価金額（消費税及び地方消費税を含まない金額）とする。なお、請求に当たっては、入札書に記載した単価（税抜）に実績数量を乗じて得た金額に当該金額の消費税及び地方消費税相当額を加算した金額をもって請求額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 110 分の 100 に相当する金額（消費税及び地方消費税を差し引いた金額。1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を入札書に記載すること。

また、この調達は単価契約によるものであり、予定数量は最低数量を保証するものではないので注意すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 令和 3 年鳥取県告示第 457 号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格を有するとともに、その業種区分が油脂・燃料類のプロパンに登録されている者であること。

(3) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 7 年 7 月 17 日付出第 157 号）第 3 条第 1 項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所（以下「県内事業所」という。）を有していること。ただし、県内事業所に従業員が常駐していることが確認できる場合に限る。

(5) 緊急時に対応するため、おおむね 1 時間以内に八頭高等学校へ到着することが可能であること。

3 契約担当部局

鳥取県立八頭高等学校

4 入札手続等

(1) 入札の手続及び仕様に関する担当部局

〒680-0492 鳥取県八頭郡八頭町久能寺 725 番地

鳥取県立八頭高等学校

電話 0858-72-0022

電子メール yazu-h@pref.tottori.lg.jp

(2) 入札説明書等の交付方法

令和 7 年 3 月 10 日（月）から同月 14 日（金）までの間にインターネットの八頭高等学校のホームページ

(<https://www.torikyo.ed.jp/yazu-h/>) から入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

令和7年3月10日(月)から同月14日(金)までの日の午前8時10分から午後4時40分までとする。ただし、交付期間最終日は正午までとする。

イ 交付場所

(1)に同じ

(3) 現地確認の日時及び場所

令和7年3月12日(水)午後3時。参加は任意とする。現地確認を希望する場合は、事前に(1)に電話申し込みをすること。

(4) 郵便による入札

可とする。ただし書留郵便(親展と明記すること)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展と明記すること)により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和7年3月21日(金)午後3時 即時開札。ただし、郵便等による入札書の受領期限は、3月21日(金)正午までとする。

イ 場所

(1)に同じ

5 入札参加者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び数量、住所、商号又は名称、代表者氏名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

郵便等による入札の場合は、「入札書」と明記した封筒に件名及び入札者名を記載した上で、「第1回」、「第2回」又は「第3回」と回数を明記し、それぞれ第1回目、第2回目又は第3回目の入札書を入れ、密封して提出すること。なお、第2回以降の入札書の送付がない場合は、当該再度入札は辞退したものとみなす。また、回数が記載されていない場合は、1案件に対し、入札書を2通以上提出した入札として無効とする。

(2) 本件入札に参加を希望する者にあつては、2の入札参加資格に適合することを証明する書類を、令和7年3月14日(金)正午までに持参又は郵送により4(1)の場所に提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金は免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び会計規則、本件公告又は入札説明書に違反した入札は無効とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 落札者の決定方法

本件公告に示した業務を履行できると判断した入札者であって、会計規則第 127 条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を、落札者とする。

(4) 手続における交渉の有無

無

(5) 電子契約を希望する場合

発注者が利用する電子契約サービスによる契約を希望する受注者は、決定の通知を受けたら直ちに電子契約同意書兼メールアドレス確認書（様式第 6 号）を、4 の（1）の場所に提出すること。（電子メール可）

なお、電子契約の締結に同意した受注者は、発注者が電子署名完了後に同サービス上で受注者宛に送信するメールにより契約書等の内容を確認し、異議がなければ電子署名を行うものとする。

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

なお、鳥取県議会令和 7 年 2 月定例会において本件業務に係る予算（以下「予算」という。）が成立しなかった場合は、開札を行わない。ただし、予算の議決が開札日以降となる場合には、議決前に開札は行うが、予算が成立したときに落札決定を行うこととし、また、予算が成立しなかった場合は、落札決定を行わないものとする。